

奈良県中央卸売市場条例における開設者が自由に定められる取引に関するルール（卸売市場法第4条第5項第6号）について

奈良県中央卸売市場条例条項(抜粋)	条文の概要	左記のとおり規定する理由
<p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>第44条 卸売業者の業務の規制（市場外取引）</p>	<p>①取引：「開設区域内」での取引の規制から「市場外」での取引の規制に変更 ②手続き：承認制から届出制に変更</p>	<p>現在の流通事情に併せて開設区域が廃止されたが、引き続き卸売業者と仲卸業者の役割分担を明確化し、市場の公正な取引環境を確保するため、従来どおり規制する。</p>
<p>第48条 卸売相手方の制限（第三者販売）</p>	<p>①取引：原則禁止とする一方で、例外規定の要件を緩和 ②手続き：承認許可制から届出制に変更</p>	<p>円滑な集荷・分荷や適正な価格形成といった中央卸売市場の機能を維持するためには、卸売業者と仲卸業者の明確な役割分担が不可欠であることから、原則禁止とする。一方で、市場取引の活性化や競争力の強化に資するため、例外規定の要件を緩和する。</p>
<p>第50条 市場外にある物品の卸売（商物分離）</p>	<p>①取引：従来の商物一致を原則廃止し、商物分離を原則取り入れる ②手続き：承認許可制を廃止</p>	<p>市場内外の効率的な物流を確保し、消費者により新鮮な生鮮食料品等を届けるため、商物一致を原則廃止する。</p>
<p>第51条 卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止（自己買受け）</p>	<p>卸売業者自身が卸売の相手方となることを禁止する</p>	<p>円滑な集荷・分荷や適正な価格形成といった中央卸売市場の機能を維持するために不可欠な卸売業者と仲卸業者の明確な役割分担や、市場の公正な取引環境を確保するため、禁止する。</p>
<p>第52条 卸売業者の買受物品等の制限</p>	<p>許可された取扱物品の卸売について、仲卸業者や売買参加者からの販売委託の引き受けや買い受けを、従来どおり原則禁止とする</p>	<p>円滑な集荷・分荷や適正な価格形成といった中央卸売市場の機能を維持するために不可欠な卸売業者と仲卸業者の明確な役割分担や、市場の公正な取引環境を確保するとともに、市場取引の活性化を図るため、原則禁止する。</p>
<p>第54条 受託物品の受領通知及び検収</p>	<p>受託物品の受領にあたり、検収を確実に行うこととする</p>	<p>市場の公正な取引環境を確保するため、受託物品の受領にあたり、検収を確実に行う。</p>
<p>第55条 販売原票の作成</p>	<p>物品を卸売した時は直ちに販売原票を作成し、その写しを開設者に提出することとする</p>	<p>当該資料は市場内での取引の基本データであり、開設者として必要な情報の一つであるため、販売原票を作成し、その写しを開設者に提出することを求める。</p>
<p>第57条 仲卸業者の業務の規制(直荷引き)</p>	<p>①取引：原則禁止する一方で、例外規定の要件を緩和 ②手続き：承認許可制から届出制に変更</p>	<p>円滑な集荷・分荷や適正な価格形成といった中央卸売市場の機能を維持するためには、卸売業者と仲卸業者の明確な役割分担が不可欠であることから、原則禁止とする。一方で、市場取引の活性化や競争力の強化に資するため、例外規定の要件を緩和する。</p>
<p>第58条 仲卸業者の業務の規制(市場外取引)</p>	<p>①取引：「開設区域内」での取引の規制から「市場外」での取引の規制に変更 ②手続き：承認制から届出制に変更</p>	<p>現在の流通事情にあわせて開設区域が廃止されたが、引き続き卸売業者と仲卸業者の役割分担を明確化し、市場の公正な取引環境を確保するため、従来どおり規制する。</p>
<p>第59条 せり人の禁止行為</p>	<p>せり人の禁止行為を定める</p>	<p>条例第36条でせり物品を規定しており、市場の公正な取引環境を確保するため、せり人の禁止行為を定める。</p>